

高齢者等入浴料助成券を交付します

4月1日から交付開始

町では、在宅の高齢者や身に障がいを持つ方に対して入浴を通じ、健康増進および身体機能の維持向上を図ってもらうことを目的に入浴料助成券を交付します。

【対象者】町内に居住している在宅の方で、次の①、②のいずれかに該当する方。

- ① 満65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

【助成金額】

1枚200円（各施設の入浴料金から200円を引いた金額をお支払いください）

【利用施設】

- ① 温泉旅館銀婚湯
 - ② パシフィック温泉ホテル 清龍園
 - ③ 温泉ホテル八雲遊楽亭
 - ④ 八雲温泉おぼこ荘
 - ⑤ 見市温泉旅館
 - ⑥ 熊石ひらたない荘
 - ⑦ 昭和湯 ⑧ 和の湯
- 【交付枚数】年間24枚
【交付窓口】

- ・保健福祉課高齢者福祉係（シルバープラザ内）
- ・住民生活課社会係

- ・熊石総合支所住民サービス課
 - ・落部支所
- 【注意事項】

- ① 助成券は、施設1回の利用で1枚とします。
- ② 交付を受けた本人以外は利用できません。
- ③ 不正等があった場合は、助成額の返還を求められることがあります。
- ④ 各施設の利用時間、定休日等については、各施設にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課高齢者福祉係（シルバープラザ内）
☎0137-64-2111
- ・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

障がいを持つ方へ差別的扱い、合理的配慮を受けられなかった等お困りではありませんか？

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行されました。この法律では、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否する「不当な差別的取扱い」が禁止され、社会的障壁を取り除くために

必要な「合理的配慮の提供」が義務（国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務）とされています。

不当な差別的取扱いを受けた、あるいは合理的配慮の提供を受けられなかったなど、左記窓口までご相談ください。

【不当な差別的取扱いの例】

- ・障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- ・「障害者不可」「障害者お断り」と表示、広告する。

【合理的配慮の例】

- ・障がい者専用の駐車スペースを入口近くに設ける。
- ・知的障がい者に、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける。
- ・聴覚障がい者に筆談で対応する。
- ・視覚障がい者にわかるよう、書類を読み上げる。

【問い合わせ先・相談窓口】

- ・保健福祉課障がい者福祉係（シルバープラザ内）
☎0137-64-2111
- 【市町村窓口で解決が難しい場合の相談先】
- ・障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（北海道渡島総合振興局社会福祉課）
（函館市美原4丁目6-16渡島合同庁舎内）
☎0138-47-9537

消防本部からのお知らせ 春の火災予防運動の実施

『無防備な心に火災がかくれんぼ』を統一標語に、全道春の火災予防運動が実施されます。

【予防運動期間】4月20日(水)～30日(土)

【防災無線による広報】

- ・八雲地域：運動期間中、正午のチャイム(花の首飾り)終了後、広報文を放送します。
- ・熊石地域：4月20日、25日、30日の午後6時35分に広報を行います。

※町内会、地域で防火懇談会や消火訓練を希望される場合は、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

- ・八雲町消防本部 消防署予防第1・2係
☎0137-63-2686
- ・熊石消防署予防係 ☎01398-2-3393

火災予防を実施します

《林野火災予防強調期間》 山の豊かな緑は貴重な財産 火災から守りましょう!!

4月21日(木)から5月31日(火)までは『林野火災予防強調期間』です。この時期は、空気が乾燥し、火災の起こりやすい状況です。森林は一旦火災で失われると回復するまでに多大なコストと年月を要します。

山火事のほとんどは人間の不注意により起きており、山菜採りや釣りなどで山に入る時は、火の取り扱いに十分注意をし、特に、たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

みんなで豊かな森の緑を山火事から守りましょう!

【問い合わせ先】

- 農林課林業係 ☎0137-62-2203

